

論点③ 制度改正に伴う対応

対応案

(更新制廃止・法定研修見直しに伴う対応)

- ケアマネジャーを配置する施設や事業所等の人員基準において、定期的な研修を受講している者等をケアマネジャーとして配置することを求めることとしてはどうか。
- また、管理者の責務として、事業所に従事するケアマネジャーに対して受講勧奨を行うことを位置付けてはどうか。
- ケアマネジャーの資質の維持等の観点から、研修の受講を担保するため、正当な理由なく研修を受講していない者を配置している場合に減算の規定を設けることとしてはどうか。

⇒ 定期的な研修を受講しているケアマネジャーの配置と管理者の責務については、ケアマネジャーを配置することとしている他のサービスにおいても同様としてはどうか。

(介護予防ケアマネジメントの見直しに伴う対応)

- 居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメントの対象者を市町村からの直接委託を受けて担当する場合、人員基準及び逓減制に関する取扱件数については、介護予防ケアマネジメントの利用者に3分の1を乗じることとするなど、介護予防支援を実施する場合と同様の取扱いとしてはどうか。

論点③

(更新制廃止・法定研修見直しに伴う対応)

- 令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正において、ケアマネジャーの人材確保・定着を図り、負担を軽減する観点から、研修受講を要件とした資格の更新制を廃止するとともに、専門職としての資質の維持等の観点から、定期的な研修の受講を求めることとされ、事業者に対しても、従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、受講時間の確保や受講状況の確認等の必要な措置を講ずる義務を課すこととされた。

(介護予防ケアマネジメントの見直しに伴う対応)

- 令和8年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」による介護保険法の改正において、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能となったことを踏まえて、居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメントを実施する場合のケアマネジャー1人当たりの担当利用者数の算定方法等について所要の措置を講ずる必要がある。

1.(3) 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、地域で安心して生活をするよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置付け**、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



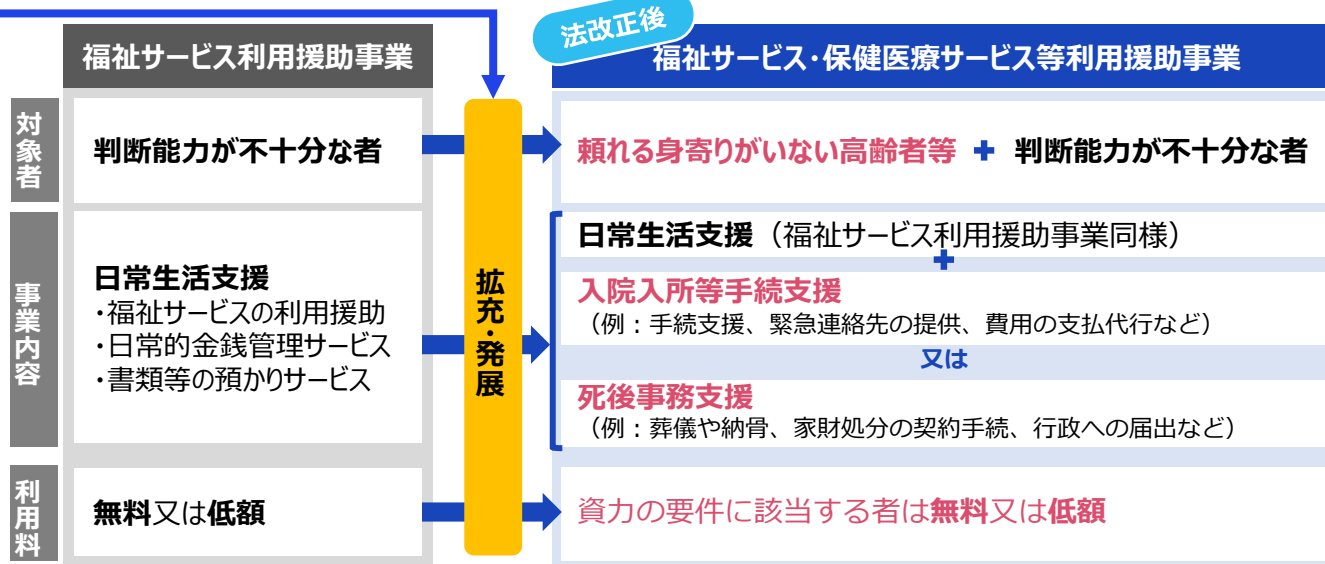
対応すべき新たな課題

社会状況の変化

- ・単身世帯等の増加
- ・成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例

- ・緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- ・医療費等の支払いが難しい
- ・亡くなった後の手続を行う人がいない
- ・空き家や家財の処分ができない



見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける（※1）とともに、地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進（※2）し、課題解決を進めます。

（※1）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※2）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする